



紛争鉱物条項とコンプライアンス

ワシントン DC 事務所

コンゴ民主共和国 (DRC) は、1996年以來紛争が絶えず、その影響による死者数は500万人を超えられています。現在もDRC 東部を中心とした地域の治安は不安定で、多くの武装勢力が存在しています。彼らは非人道的な暴力によって地域住民に紛争鉱物と呼ばれるタンタル、錫、金、タングステンなどの鉱石の採掘を強制し、その取り引きから得られる利益を武器調達や活動の資金源としています。

米国で2010年7月に成立したドッド・フランク・ウォール街改革及び消費者保護法 (金融規制改革法) の第1502条 (紛争鉱物条項) は、DRC および周辺諸国の武装勢力の資金源を断つことを目的としています。この条項は、米国の証券取引所に上場する製造業者に対し、製品に紛争鉱物を使用している場合、それらがコンゴ民主共和国および隣接諸国 (DRC 周辺諸国) で産出されたかどうかを調査して、情報開示を義務付けるものです。情報を開示させることで、消費者と NGO から企業にプレッシャーを与え、武装勢力の資金

源となる紛争鉱物の取り引きを抑制する効果を狙っています。

情報開示規則は、米国証券取引委員会 (SEC) が2011年の4月中旬までに策定することが法律で決められていましたが、期限を1年以上過ぎても、まだ策定されていません。一方で、カリフォルニア州は既に紛争鉱物条項の情報開示規則に違反した企業が同州へ政府調達に入札または契約申込みすることを禁止する州法を成立させました。この法律は、SECが最終規則を公布した時点で発効します。

錫と金はほとんどの電子回路で使用されているため、電気を使用する部品や製品を製造している場合は、この条項の対象になります。タンタルやタングステンも携帯電話や半導体をはじめ多くの製品に使われています。缶詰やコーヒーパックにも錫が含まれているので、食品会社も対象になるなど紛争鉱物条項は幅広い業種が対象となっています。

産業界も、DRC 周辺諸国の人権を保護するという紛争鉱物条項の趣旨には全面的に賛同

表 規制対象となった紛争鉱物の主な用途

コルタン	錫	タングステン	金
携帯電話、ジェットエンジン、エックス線フィルム、インクジェットプリンター、補聴器、ペースメーカー、エアバッグ、GPS、テレビゲーム、ビデオカメラ、デジタルカメラ、半導体製造用スパッタリングターゲット材、化学プロセス機器など	食品、エアゾール、ペットフードなどの缶、窓ガラス製造過程で使用、ハンダ、台所用品、集積回路・基板、クリップ、ピン、薬品化学液体貯蔵用タンク、キャパシタ電極、フューズ線、弾薬など	ビット：ドリル用の交換できる刃、産業用切削工具など産業建設機械、白熱電球、エックス線管、ガスタービンで使用される超合金、集積回路、放熱板、船の首尾線、航空機およびレーシングカーの重心調整用おもり、携帯電話の振動など	宝石、クラウン (歯のかぶせ物)、ブリッジ (歯科用)、金箔、刺繍、写真用トナー、衛星用耐食コーティング材、CDの反射層、自動車産業用熱放出、航空機用解凍液、配線など

しています。ただし、規則のコンプライアンスにあたっては、目的に沿った最大の効果を最小のコストで遂げるための努力をしなければなりません。そうしないと製品コストが上昇し、最終的には消費者への負担を負わせることになってしまうからです。例えば、飛行機の部品点数は数百万になりますが、そこで使用されている紛争鉱物が DRC 周辺諸国で産出されたかどうかを調べる為には莫大な手間と費用をかけてサプライチェーンを調査する必要があります。

そして、その負担は米国に上場する企業だけが負うのではなく、日本企業を含むサプライチェーンを構成する全ての企業が負担することになります。2011年に発生した東日本大震災とタイ洪水による中核部品の供給停止は、各国の電子機器や自動車を生産する工場に対し、操業停止や減産を余儀なくさせました。このことで電子機器や自動車を含む多くの製品が、世界中の企業や生産拠点から構成されるサプライチェーンによって生産が成り立っていることを、改めて認識した方々も多いのではないのでしょうか。

また別の面からの課題もあります。コンゴ周辺には武装勢力と関係なく、採掘によって生計を賄っている地域住民も多くいますが、企業がこの地域から産出する鉱物の取引を単純に停止すると、鉱山が閉鎖されてしまい、

それらの住民は生活の糧を失うという問題が発生します。

このような課題を改善する方法として、Electronics Industry Citizenship Coalition (EICC) と Global e- Sustainability Initiative (GeSI) は、Conflict-Free Smelter (CFS) プログラムを推進しています。CFS プログラムは、サプライチェーンの中で、比較的少ない社数で高いシェアを占め、鉱石の原形での取引の最終点となる製錬所の段階で、調達される紛争鉱物が武装勢力の資金源となっているかどうかを監査します。その情報が製錬所より川下のサプライチェーンに流れることで、最終製品が武装勢力の資金源に寄与していないことが証明可能となります。

製錬所から川上においては、地域や鉱物別に iTSCi や BGR、Solutions for Hope などが、武装勢力の資金源となっているかどうかを識別するプログラムを提供しています。米国政府や企業、NGO などで構成する Public-Private Alliance for Responsible Minerals Trade (PPA) は、全体をコーディネートする役割を担います。

JEITA は、昨年12月に「責任ある鉱物調達検討会」を設置しました。このメンバー企業を中心に、EICC と GeSI と連携して紛争鉱物条項に基づくコンプライアンスを推進することで、各企業のコスト抑制の支援を図ります。

